

妊婦に対する初回産科受診料 支援制度のご案内

妊娠判定を受けるための産科受診について、経済的な理由で受診をためらうことのないように、初回の産科受診に要する費用の一部を助成します。

対象者

令和6年4月1日以降に医師又は助産師の診察を受け、妊娠がわかった方で、次の条件をすべて満たす方

- ① 市民税非課税世帯に属する方、生活保護を受給している方
- ② 所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意いただける方
- ③ 妊婦健診の受診医療機関及び助産所等の関係機関と市が、支援に必要な情報を共有することに同意いただける方

※妊娠判定のため、複数回受診された場合でも初回の検査のみ助成対象となります

※診察の結果、妊娠ではなかった場合や、保険診療になった場合は、助成の対象外となります

助成額

1回の妊娠につき、**上限1万円**

【助成内容】

妊娠の判断に必要な検査、診察、その他主治医が必要と認めた診療のうち、自費で支払った費用

助成対象医療機関等

妊娠判定が可能な**すべての医療機関及び助産所**

1～4は、妊婦ご本人に行っていただく内容です

1. 医療機関等 初回受診

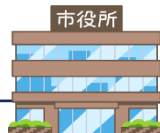


2. 妊娠の届出
母子健康手帳及び別冊（受診票）の交付
3. 妊娠届出時面談【伴走型相談支援】
4. 償還払い申請書、
初回受診の領収書・明細書提出
【税情報閲覧同意含む】



5. 償還払い 申請の書類一式受

- ① 審査
- ② 本人へ決定通知書送付
(区の受付より1か月以内)
- ③ 申出口座へ支払い
(決定通知より3週間以内)



詳しくは、大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市子ども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ）
住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階
TEL：06-6208-9966



大阪市 初回産科受診 検索

大阪市